

令和2年4月7日（火）

在校生・保護者の皆様へ

学校法人仙台育英学園  
仙台育英学園高等学校  
秀光中等教育学校  
理事長・校長 加藤 雄彦

新型コロナウイルス流行に関する本学園の対応【第10報】

－ 学則に基づく臨時休業措置（4月13日～4月26日）について －

仙台育英学園高等学校及び秀光中等教育学校の生徒・保護者の皆様の中には、4月7日（火）夕方に予定されている内閣総理大臣の緊急事態宣言にご不安やご懸念などを抱かれる方もいらっしゃるかと拝察いたします。

近々、宮城県、仙台市、多賀城市においても国の専門家会議が定める感染拡大警戒地域となり、緊急事態宣言が発令されることも予想されます。

本学園としてはこれまでも様々な予防的措置を講じてまいりましたが、この事態を鑑み、下記の対応で臨むことといたしました。

つきましては、生徒の学習面での遅滞や生活リズムの乱れ等を防ぐ方策も必要となりますことから、各自が自律的生活を送り、有意義な過ごし方ができますよう、ご家庭でのご理解とご協力をお願い申し上げます。

記

対応

- ① 4月13日（月）から4月26日（日）までの期間を秀光中等教育学校学則第9条第3項及び仙台育英学園高等学校学則第8条第3項に基づく臨時休業とする。
- ② 4月13日（月）から4月26日（日）の期間中における学習課題の連絡はClassiにて行い、諸連絡はClassi、本学園ホームページにて行う。**緊急連絡はClassi、本学園ホームページ、緊急メールにて行う。**
- ③ 最終学年で次年度以降のカリキュラム調整が困難な第3年次在籍生徒については、4月13日（月）から4月26日（日）の期間中に補習を行う。補習にあたっては、各学級で10人以下での班を設け、各学級の複数班が同時時間帯に在校しないよう配慮する。詳細は各コースより伝達する。
- ④ 各コースにおいては第3年次在籍生徒を中心にオンライン授業およびClassi・郵送を活用した学習課題を配布する。そのため生徒は自室を教室と捉え、通常の時程を参考に自宅学習を行うよう心がける。詳細は各コースより伝達する。
- ⑤ 4月13日（月）から4月26日（日）の間中は全ての部活動を禁止する。

以上